

## 手続案内 詳細説明

### ◆手続名称

不動産鑑定業者の廃業等の届出

### ◆手続の概要

国土交通大臣登録又は福岡県知事登録を行っている不動産鑑定業者が下記「手続き対象者」記載の①～⑥のいずれかに該当することとなったときは、不動産鑑定業の廃業の届出が必要です。

### ◆手続き対象者

福岡県知事登録の不動産鑑定業者が次の①～⑥のいずれかに該当することとなったとき、それぞれ①～⑥に定める者

- ①不動産鑑定業を廃止したとき：不動産鑑定業者であった個人又は不動産鑑定業者であった法人を代表する役員
- ②死亡したとき：相続人
- ③法人が破産により解散したとき：破産管財人
- ④法人が合併により解散したとき：法人を代表する役員であった者
- ⑤法人が破産又は合併以外の理由により解散したとき：清算人
- ⑥法第25条第1号から第3号まで、第6号又は第7号に該当するに至ったとき：不動産鑑定業者

※大臣登録の場合は国土交通省ホームページ([http://www.mlit.go.jp/appli/kanbo01\\_hy\\_000068.html](http://www.mlit.go.jp/appli/kanbo01_hy_000068.html))をご確認ください。

### ◆提出時期

その日（死亡の場合、その事実を知った日）から30日以内

### ◆提出先

福岡県市町村・地域振興部地域振興総務課 土地対策班  
(〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 県庁南棟9階 Tel.092-643-3213)

### ◆手数料

なし

### ◆提出書類

廃業等届出書・・・1部

※ 廃業等の理由により、次の証する書面が必要です。

- ①不動産鑑定業を廃止したとき：添付書類不要
- ②死亡したとき：死亡の事実及び相続人が確認できる戸籍謄本（原本1部）※郵送又は窓口で提出
- ③法人が破産により解散したとき：破産及び管財人を確認できる裁判所発行の証明書（原本1部）  
※郵送又は窓口で提出
- ④法人が合併により解散したとき：添付書類不要
- ⑤法人が破産又は合併以外の理由により解散したとき：添付書類不要
- ⑥法第25条第1号から第3号まで、第6号又は第7号に該当するに至ったとき：添付書類不要

※ 廃業等に伴い、所属の専任不動産鑑定士の登録内容に変更（事務所名や所在地等）が生じる場合は、別途「[不動産鑑定士変更登録申請](#)」が必要です。詳細等については、上記の国土交通省ホームページをご参照ください。